

- 第25条(合意管轄裁判所)
- 第26条(個人情報の取扱)
- 第28条(確約事項)
- 第30条(商品の所有権)
- 第31条(ショッピング利用代金の支払方法)
- 第32条(遅延損害金)

第14条(親カード会員規約の適用・準用除外)

親カード会員規約の以下の条項は、子カードに関しては、適用・準用されないものとします。

- 第1条(ティーエスクュービックコーポレートカード)
- 第2条(契約法人および個別決済会員)
- 第4条(カードの貸与と取扱)
- 第5条(カードの有効期限)第1項および第2項
- 第6条(暗証番号)第1項および第3項
- 第7条(カードの機能および取引目的)第1項
- 第8条(カードの利用可能枠)
- 第15条(カードの再発行)
- 第23条(規約の変更)
- 第27条(取引時確認)
- 第29条(カードの利用方法)
- 第33条(見本・カタログ等と現物の相違)

—インフォメーション事項—

<ご相談窓口>

1. 購入された商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、子カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 銀聯デビットカードに関連するサービス内容等のお問い合わせについては、下記の当社コーポレートデスクまでお願いいたします。
3. その他本規約についてのお問い合わせ等については、下記の当社お客様相談窓口までご連絡ください。

【コーポレートデスク】

〒451-6014 名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー
TEL(名古屋)052-527-7822
(平日9:00~17:30/土日祝日、年末年始除く)

【お客様相談窓口】

〒451-6014 名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー
[東京] TEL 03-5617-2533
[名古屋] TEL 052-239-2533

銀聯デビットカード
<ティーエスクュービックコーポレートカード付帯用>

会員規約

トヨタファイナンス株式会社

この規約・規定集をよくお読みいただき、内容をご了承のうえ、カードをご利用ください。

—会員規約—

第一章<一般条項>

第1条(目的)

本規約は、トヨタファイナンス株式会社(以下「当社」という)が、ティーエスクュービックコーポレートカード(使用者決済型)会員に対して、中国本土(香港・マカオ地区を除く)出張時の事業用経費支払を取引目的として追加貸与する銀聯デビットカードについて、その基本的事項を定めるものです。

第2条(用語の定義)

本規約における用語の意味は、次のとおりとします。本規約において特に定めのない用語については、本条(1)に定める親カード会員規約におけるのと同様の意味を有します。

- (1)「親カード会員規約」とは、別途送付の小冊子『ティーエスクュービックコーポレートカード(使用者決済型)規約・規定集』に掲載された「会員規約」をいいます。
- (2)「取引規定」とは、当社と中国銀行(BANK OF CHINA)東京支店(以下「BOC」という)が別途合意した「中国銀行東京支店銀聯デビットカード取引規定(ティーエスクュービックコーポレートカード付帯用)」をいいます。
- (3)「親カード契約法人」とは、当社との間で別途、コーポレートカード取扱に関する契約を締結した法人または団体をいいます。
- (4)「子カード契約法人」とは、親カード契約法人のうち、当社との間で別途、銀聯デビットカード取扱に関する覚書を締結したものをいいます。
- (5)「親カード」とは、当社が法人または団体の事業用経費支払を取引目的として発行するティーエスクュービックコーポレートカード(使用者決済型)をいいます。
- (6)「親カード会員」とは、親カード契約法人が選定する当該契約法人の役員または従業員で、当該契約法人を通じて所

定の方法により当社に親カード会員としての入会を申し込み、当社が適格と判断してその入会を認めた方をいいます。

(7)「子カード」とは、当社と業務提携したBOCが当社に対して発行し、同時に当社が親カード会員に対して、親カードに追加・付帯されるカードとして貸与するコーポレートカードをいいます。

(8)「子カード会員」とは、親カード会員のうち、子カード契約法人が選定する当該契約法人の役員または従業員で、当該契約法人を通じて所定の方法により当社およびBOCに、本規約および取引規定を承認の上、子カード会員としての入会を申し込み、当社およびBOCが共に適格と判断してその入会を認めた方をいいます。なお、子カード会員と当社との契約は、当社およびBOCが入会を承認したときに成立するものとします。

第3条(カードの取扱いにかかる義務および責任)

子カードの取扱いにかかる子カード会員の義務および責任については、取引規定が適用されるものとします。

第4条(カードの有効期限)

子カードの有効期限については、取引規定が適用され、かつ、親カード会員規約第5条第3項および第4項が準用されるものとします。

第5条(暗証番号)

子カードの初期の暗証番号は、BOCが定めます。その後、子カード会員が自らの指定に基づいて定める暗証番号への変更を希望する場合は、当社所定の暗証番号変更方法により手続きをとるものとします。その他、子カードの暗証番号については、取引規定が適用され、かつ、親カード会員規約第6条第2項が準用されるものとします。

第6条(カードの機能および取引目的)

子カードの機能については、取引規定が適用されるものとし、子カードの取引目的については、親カード会員規約第7条第2項が準用されるものとします。

第7条(親カードとの合算支払ならびに支払の期日および方法)

子カード会員は、子カード利用代金等の当社に対する債務を、親カードにかかる債務と合算して支払うものとし、その支払の期日および方法については、親カード会員規約第9条および第31条が準用されるものとします。

第8条(カードの紛失・盗難等)

子カードの紛失・盗難、暗証番号の盗用、不正使用等が生じた場合については、取引規定に則り手続きを取るものとします。その他、子カードの紛失・盗難については、親カード会員規約第14条が準用されるものとします。ただし、同条第2項本文については、次のとおり読み替えるものとします。

「前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実をすみやかにBOCに届け出た上で所轄警察官署へ届出を行うとともに、当社所定の紛失・盗難に関する届け出をし、補償の適用が認められた場合は、BOCが届出を受けた日の60日前以降に発生した損害については、当社は会員に対して、その支払を免除するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該カードが他人に使用されたことによる会員の支払は免除されないものとします。」

第9条(カードの再発行)

子カードの再発行については、取引規定が適用されるものとします。

第10条(退会ならびに会員資格の喪失およびカードの利用停止)

子カードの退会ならびに会員資格の喪失およびカードの利用停止については、親カード会員規約第17条および第18条が準用されるものとします。また、子カード会員が、親カードを退会し、もしくは、親カード会員資格を喪失した場合は、当社は、子カードについても、退会もしくは会員資格を喪失させることができるものとします。

第11条(規約の変更)

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約その他のカード取引に係る規約・規定・特約等(本条において、以下「本規約等」という)を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

第二章<ショッピング条項>

第12条(カードの利用方法)

子カード会員は、取引規定に定めるとおり、以下の加盟店において、子カードを提示し、所定の売上票に子カードの署名と同一の自己の署名を行い、かつ、子カード会員自身が子カードの暗証番号を端末機等に入力することにより、ショッピング(商品の購入とサービスの提供を受けること)ができます。

・中国銀聯股份有限公司と提携した日本国内外のクレジットカード会社および金融機関と契約した加盟店

なお、現金化、キャッシュバック、現行紙幣・貨幣の購入その他換金または融資等を目的としたカードの利用および法令に違反する取引等を目的としたカードの利用はできないものとします。

第13条(親カード会員規約の準用)

親カード会員規約の以下の条項は、子カードに関する規定として、準用されるものとします。

第3条(カード利用等にかかる責任)

第5条(カードの有効期限)第3項および第4項

第6条(暗証番号)第2項

第7条(カードの機能および取引目的)第2項

第9条(支払の期日および方法)

第10条(外貨建利用代金の円への換算)

第11条(支払金等の充当順序)

第12条(支払額の通知および残高承認)

第13条(費用・公租公課等の負担)

第14条(カードの紛失・盗難等)

第16条(手数料率・利率の変更)

第17条(退会)

第18条(会員資格の喪失およびカードの利用停止)

第19条(期限の利益喪失)

第20条(届出事項の変更)

第21条(契約法人との諸条件等の合意)

第22条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

第24条(準拠法)